新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新  職員の退職手当に関する条例（抜粋） | 旧  職員の退職手当に関する条例（抜粋） |
| （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） | （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） |
| 第12条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 | 第12条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 |
| (１)　懲戒免職等処分を受けて退職をした者 | (１)　懲戒免職等処分を受けて退職をした者 |
| (２)　地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 | (２)　地方公務員法第28条第４項の規定による失職（同法第16条第１号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |